

# News Release

## 平成 30 年 4 月実施 JA 自動車共済の仕組改訂等について

JA 共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 柳井 二三夫）では、平成 30 年 4 月 1 日より、自動車共済の仕組改訂等を実施します。

つきましては、主な改訂の内容を以下のとおりご案内いたします。

### 1. 仕組改訂等の趣旨

農業を取り巻く環境の著しい変化等を踏まえ、「農業者向け保障の拡充」などの改訂を行います。

また、近年普及が進んでいる AEB（衝突被害軽減ブレーキ）によるリスク軽減効果を共済掛金に反映する仕組みとして、ASV割引を導入します。

### 2. 仕組改訂等の内容

#### （1）農業者向け保障の拡充

##### ①季節農業用自動車保障特約の対象農業用自動車拡大

JA 共済では、農作業事故の死亡率が高いことや、未保障の農業用自動車が相当数存在することを踏まえ、平成 27 年 10 月に「未保障の農業用自動車の解消」を目的に、記名被共済者やそのご家族の方が所有・借用する農業用自動車のうち季節稼働性が高い（使用頻度・時期に偏りがある）と考えられる田植機、刈取脱穀作業車（稲作用）および農業用薬剤散布車について、台数を問わず包括的に保障する「季節農業用自動車保障特約」を新設しました。

これにより、未保障である農業用自動車の解消は一定程度図れたものの、農業用自動車においては、自動車共済（保険）が付帯されず、未保障となっているものがまだ数多く存在していることから、季節農業用自動車保障特約の保障対象となる農業用自動車（対象農業用自動車）の範囲を拡大します。

具体的には、移植機や収穫機（ハーベスター）、摘採機（茶刈機）等について、新たに季節農業用自動車保障特約の保障対象とします。


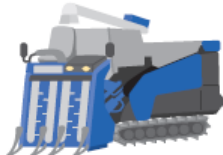



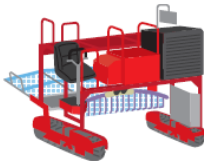
<改訂前後の対象農業用自動車の分類比較>

※ 太枠：改訂箇所

	現行	改訂後	備考
田植機	○	○	
刈取脱穀作業車	△	○	普通型コンバイン(麦用等)も保障対象とする。
農業用薬剤散布車	○	○	
移植機	×	○	野菜用等の移植機も保障対象とする。
収穫機 (ハーベスター)	×	○	野菜用等の収穫機も保障対象とする。
摘採機 (茶刈機)	×	○	茶刈機も保障対象とする。

【参考1】季節農業用自動車保障特約の概要

季節農業用自動車保障特約は、使用時期・頻度に偏りがある複数の農業用自動車を、低廉な共済掛金で年間を通じて包括的に保障するものです。

	概 要
特約共済掛金	年間 3,880 円 (対人無制限、対物無制限(免責0万円、対物超過あり)、沖縄県以外)
保障内容	以下の対象農業用自動車の賠償責任と自損事故(傷害)を台数問わず保障する。  <<現行の対象農業用自動車>> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">                       田植機 (稲の苗の植付に使用)                 </div> <div style="text-align: center;">                       刈取脱穀作業車 (主に稲作に使用)                 </div> <div style="text-align: center;">                       農業用薬剤散布車                 </div> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; margin: 10px 0;">+</div> <div style="text-align: center;">                     &lt;&lt;新たな対象農業用自動車(一例)&gt;&gt;  <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">                       移植機                 </div> <div style="text-align: center;">                       収穫機 (ハーベスター)                 </div> <div style="text-align: center;">                       摘採機 (茶刈機)                 </div> </div> </div>

## ②他車運転特則の適用範囲拡大（法人契約の対象化）

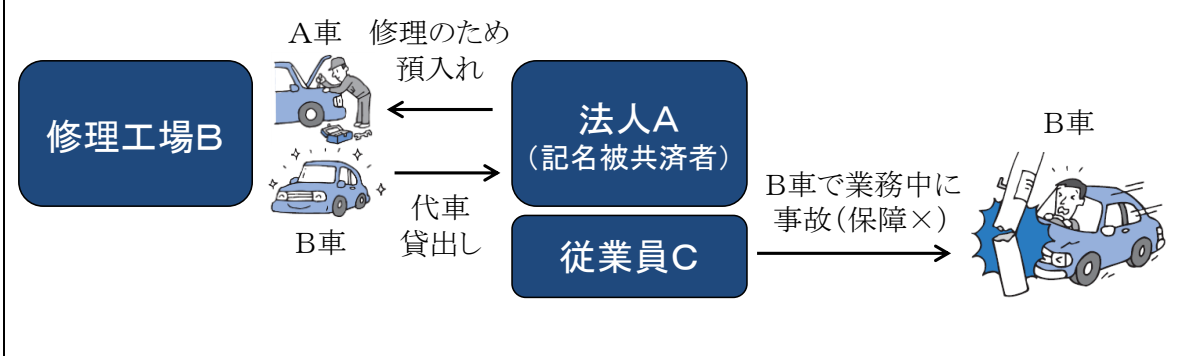
企業の農業参入に関する規制緩和等により農業法人の経営体数は増加しており、法人契約に対する保障拡充の必要性が高まっています。

一方で、法人契約においては他車運転特則が適用されず、業務中にご契約のお車以外の自動車を運転する場合は保障対象外となっていることから、未保障となっている場面が存在します。

このような背景を踏まえ、農業法人の増加への対応や、未保障場面の解消のため、他車運転特則の適用範囲を拡大し、法人契約にも適用可能とします。

### 【参考2】未保障となっている場面（一例）

記名被共済者A（法人）のご契約のお車（A車）が故障したため、A車を修理工場Bに預け、代わりにBから借りた代車（B車）をAの従業員Cが業務で運転中、事故を起こした。  
この場合において、B車・従業員Cともに自動車共済（保険）に加入していなかった。



## (2) 賠償責任保障の被共済者範囲の拡大（「責任無能力者の監督義務者」の追加）

認知症等により責任無能力者となった方が起こした事故につき、万が一、そのご家族が監督義務者として損害賠償責任を負担した場合でも、万全の保障提供を可能とするため「責任無能力者の監督義務者」を賠償責任保障（対人賠償責任条項等）における保障を受けられる方（被共済者）の範囲に追加します。

※1 これにより、例えば、認知症である記名被共済者の隣家に住み介護をしていた長男（既婚）が賠償責任を負った場合等に保障可能となります。

※2 当仕組改訂については、自動車共済のほか、賠償責任共済およびボランティア活動共済においても同様の改訂を実施します。

### (3) 共済掛金率の変更

#### ① A S V 割引の新設

国土交通省において、交通事故削減を目的とした A S V（先進安全自動車）推進計画が進められています。

J A 共済も交通事故対策活動に積極的に取り組んでおり、衝突被害軽減ブレーキが普及することにより、農村地域の交通事故減少効果も見込まれることから、A S Vのうち「衝突被害軽減ブレーキ（A E B）」を装備した乗用車について、掛金を割り引く制度を導入します。

#### < A S V 割引の概要 >

項目	概要
対象車種	自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽乗用車
対象装備	A E B（衝突被害軽減ブレーキ） ※ 標準装備・オプション装備ともに対象
対象型式	発売後約3年以内 <sup>(注1)</sup> の型式 ※ 自家用軽乗用車は型式別掛金クラスの導入までは全型式 <sup>(注2)</sup>
対象契約	通常契約および特別割増・割引契約
対象担保	車両、対人、対物、傷害定額、人身傷害、車両諸費用（代車費用）
割引率	9%

(注1) 発売後約3年以内とは「型式が発売された年度に3を加算した年（暦年）の12月末までの期間」をいいます。

〔例〕2018年度に発売された型式：2021（=2018+3）年12月末までの期間

(注2) 今後、自家用軽乗用車に型式別掛金クラスを導入した場合は、自家用軽乗用車の割引対象型式も自家用普通乗用車・自家用小型乗用車と同様に、発売後約3年以内の型式となります。

#### 【用語解説】

A S V	Advanced Safety Vehicle（先進安全自動車）の略で、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車をいいます。
A E B	Autonomous Emergency Braking（衝突被害軽減ブレーキ）の略で、自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキです。

(出典) ① A S V：国土交通省HP・自動車総合安全情報

② A E B：損害保険料率算出機構HP「自動車保険参考純率改定のご案内（2016年11月24日金融庁長官への届出）」

#### ② 掛金率水準の変更

危険収支の改善が進み、今後も良好な収支状況が見込まれることから、掛金率水準を平均で約3.8%引下げます。

#### ③ 農業用貨物車割引の割引率拡大

農業用貨物車割引適用契約の危険損害率が良好であることから、7%としていた割引率を10%に拡大します。

#### ④掛金率格差の見直し

契約者間の掛金負担の公平性を向上させることを目的に、直近の実績に基づき掛金率格差を見直します。

#### (4) その他

当仕組改訂等は、平成 30 年 4 月 1 日以降を始期日とすることにご契約に適用されます。なお、当該ご契約は、3 月 1 日からお申込みいただけます。

### 3. レッカー・ロードサービスの拡充

#### (1) サービス水準の拡大

##### ①無料搬送距離の拡大

レッカーサービスにおいて、無料搬送距離をこれまでの 30km から 100km に拡大します。

##### ②J A F 会員向けサービスの拡大

ロードサービスにおいて、30 分を超えた現場での作業料金について、これまでの 4,000 円から 5,000 円（税込）を限度にサービス対象とするよう拡大します。

#### (2) サービス内容の追加・変更

##### ①特殊作業（クレーン等の難作業）のサービス化

レッカーサービスにおいて、特殊作業（クレーン使用および長時間を要する難作業等）を伴う引上費用について、5 万円（税込）を限度としてサービスの対象とします。

##### ②スタックからの引上作業のサービス化

ロードサービスにおいて、スタック（ぬかるみ等でスリップした状態）からの引上作業について、サービスの対象とします。

※車両の走行に不適切な場所や立入りが禁止されている場所での作業は有料となります。

##### ③サービス対象車種の拡大

以下の車種をサービス対象に追加します。

- ・営業用（小型・軽）貨物自動車
- ・営業用普通貨物自動車（最大積載量 2 t 以下）
- ・小型ダンプカー
- ・普通型ダンプカー（最大積載量 2 t 以下）

##### ④その他

契約者の救急搬送や二次災害防止に起因するレッカー搬送（警察等の要請に基づくレッカー搬送など）について、J A 共済が認める金額の範囲内で事後的にレッカー費用の精算を可能とします。

※同サービスは、平成 30 年 4 月 1 日以降に発生したトラブル・事故から拡充後の内容でサービスを実施します。また、すべてのご契約に適用されます。

以 上